



十	十	十
七	六	五
償	償	後
還	還	第
金	期	二
額	限	期
		以

(二) 発行時ににおいて、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時ににおいて取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額(外國法人に適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除すること

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{41}{365}}{1}$$

式に由り算出し期た金額を第ニ込む十号に規定する。

二十九十八

払者入払元  
込札場利  
期參所金  
日加支  
  
平財務日本銀行  
成大臣から通知を受けた者  
十五年一月三十日